市民に信頼されるまちづくりを

熊沢あやり（自由民主党）

問　住民と工事業者との間に問題が発生したときは、どのように対処しているのか。

建設部長　必ず当該住民とお会いして、内容の把握、確認を行います。住民の立場に立って物事を判断してほしいという指導もしているところで、その上に立って、業者と話をし、是正できるものは是正していくという形です。

問　借り上げ物件の賃料も税金から払っているのであるから、基準を設けるべきでは。

総務部長　価格の算定は不動産鑑定も必要かと思います。ただ、要らないケースもあり、基準については整備する必要があるかなと考えています。

問　防音工事助成は国の仕事であったとしても、市民のために、相談窓口を設けるなど、市が対応をすべきでは。

企画部長　ご指摘いただいて、最善を尽くしていきたい。

新市長の基本姿勢を問う

伊藤泰人（民主党・社民ネット）

問　就任直後とはいえ「当面の施政の方針について」からは、新市長の町田市政に対する基本姿勢がわかりにくい。そこで、町田市政に対する基本姿勢を具体的にお示しいただきたい。

市長　一つは「私は、新しい町田の市長として四一万市民のみなさまとともに活動し、市民のみなさまの一つひとつの活動について、市役所職員とともに支援をしていきます」という基本姿勢をまず示しています。二番目の「新しい時代になりました」は、端的に時代認識を示しています。最も大切なことが三番目で、公の仕事に携わる市役所が最も尊重しなければならない価値は信頼であると申し上げているわけです。第一、第二、第三は四年間を通じて本質的に変わらないつもりで出しています。

市長・市議選は翌日開票にせよ

友井和彦（まちだ新世紀）

問　財政難、大量退職時代と市経営の難局を向かえ、新規採用職員に対してのビジョンを伺う。

市長　現業職員は基本的には採用をしない方向です。行政の継続性の観点から、事務技術系については、毎年複数の人を採用するということも必要と考えています。

問　経費節減、低投票率と民主主義への問いかけの為、横浜市が施行した翌日開票の導入を求める。

選挙管理委員長　選挙結果をいち早く有権者にお伝えするために、現時点では市議、市長選挙については即日開票で考えています。

問　市民の負託に応える為に選挙日程の前倒しを求める。

選挙管理委員長　四年後の選挙につきましては、さらにいろいろと再検討していきたい。

浪江虔先生図書館の保存を求む

今村るか（民主党・社民ネット）

問　市長は町田市の文化・芸術の発展の為にどんなことを考えていますか。

市長　文化芸術については、重要な政策の分野として認識をしています。行政の役割の一つとして、市民の文化芸術活動に対する支援があると認識しており、そのための政策をきちんと明示していくという考え方が必要だろうと考えています。

問　特に鶴川地域には多くの文化的施設がありますが、協働した取組み等を行う考えはありませんか。例えば浪江虔先生の図書館の棚だけでも寄付していただき保存すべきではないですか？

教育長　浪江先生の棚の保存の件についてはご家族の方とも相談をして、どのような保存が可能かどうか検討をしていきたいというように考えています。

介護保険の負担軽減を求めて

佐々木智子（日本共産党）

問　減免制度を拡充して、低所得高齢者の負担軽減を図るべきと考えるがどうか。

保健介護推進担当部長　改定段階の制度において一定の配慮がなされていますので、現行制度を活用しながら対応していきたい。

問　待機者解消のための、特養ホームやショートステイの増床計画はあるのか。

保健介護推進担当部長　今回策定しました介護保険事業計画において施設整備計画として、増床を計画しています。

問　耐震補強工事の未実施校を早急になくすために、実施計画をどのように見直して具体化を図っていくのか。

学校教育部長　保有耐力の低い学校から順次工事を進めていきたい。耐震補強単独の工事の完了は、小学校は二〇〇九年、中学校は二〇〇六年を目標としています。

傍聴を希望される方は市役所五階の議会事務局へ

中央図書館の私立鶴川図書館資料コーナー

会議のあらまし

定例会と臨時会

市議会は、毎年三月、六月、九月、一二月の四回開かれます。これを定例会といいます。このほか、必要に応じて臨時会を開くことがあります。

市議会の招集は市長が行います。また、議員定数の四分の一以上の議員から招集の請求があった場合にも、市長は臨時会を招集しなければなりません。

本会議

本会議は全議員で構成し、議員定数の半数以上の出席で成立します。議案の議決など、議会の意思を決定する重要な会議です。

会議の期間（会期）は、付議される案件の数などを考慮して決めます。

委員会

市議会に提出される議案や請願などは数も多く、内容も幅広い分野にわたっています。それらを慎重に審査するためには、いくつかの部門に分け、専門的に調査・検討する必要があります。そのために、議会には、本会議のほかに内部審査機関として委員会が設けられ、実質的な審査は各委員会で行われています。

委員会には、常設の常任委員会と議会運営委員会、必要に応じて設置する特別委員会があります。

●常任委員会

町田市議会には、四つの常任委員会が設置されており、議員は、いずれか一つの委員会に所属しなければなりません。

各常任委員会の定数は九名で、任期は二年です。

◎各常任委員会の所管部

企画総務常任委員会

企画部、総務部、税務部、会計課、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、他の（常任）委員会の所管に属さない事項

保健福祉常任委員会

健康福祉部、子ども生活部、市民病院

文教生活常任委員会

市民部、教育委員会

都市環境常任委員会

環境・産業部、清掃事業部、建設部、都市計画部、水道部、下水道部

●議会運営委員会

次の事項に関する調査を行い、議案、請願、陳情等を審査します。

①議会の運営に関すること。
②議会の会議規則、委員会に関する条例等に関すること。
③議長の諮問に関すること。

定数は一〇名で任期は二年です。

●特別委員会

特別委員会は、市民生活上、あるいは政治上、特に重要であるとか、二つ以上の常任委員会の所管にまたがり、委員会の連合審査では所期の目的が達せられないような特定の事件の審査や調査をするため、必要に応じて議会の議決によって設置されます。

特別委員会は、議会から付託された事件についてのみ審査・調査を行う能力を持ち、審査・調査が終了すれば消滅します。

●法外委員会

町田市議会には、法外委員会として災害対策委員会が設置されています。

災害が発生した時、市が実施する災害応急対策に積極的に協力するとともに、災害復旧を早急に行わせ、市民の生命、財産の保全に努めることを目的としています。

委員会の組織（現行十一名）は議長、各常任委員長、各会派から選出する議員で任期は二年です。

委員会室【議場ロビー】

委員会室【第一委員会室】

本会議のインターネット放映を行っています。

用語の解説

本文中の青文字の解説です

◎**中規模集会施設**（通称：中規模会館）【２面・６面】
中規模集会施設は、地域センターを補完する集会施設で、市が建設費を補助し、地元地域住民によって組織された施設委員会が設置・運営するものです（一部行政が設置した施設もあります）。

◎**次々販売**【３面】
業者（複数の場合も含む）が一人の消費者を繰り返し狙い、次々と商品等を売りつける商法のことです。

◎**生産緑地**【５面】
市街化区域内にある農地の緑地機能に着目し、公害や災害の防止などに効果のある農地を計画的に保全することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的に定めるものです。
生産緑地地区に指定された農地は、税制面での優遇を受けられるため、農業の継続がしやすくなります。その一方で、農地保全の観点から建築物などの新築・増改築などの行為は制限されます。

◎**老老介護**【６面】
高齢者が高齢者を介護することを指します。高齢化した子が、より高齢化した親を介護するという面で負担が多く、共倒れや介護過労死の危機が問題とされています。

「点字」「テープ」の市議会だよりをご利用下さい。

申し込み先
議会事務局
☎042－724－2171
（直通）